

「中切上野遺跡」発掘調査報告書印刷製本に関する一般競争入札公告

「中切上野遺跡」発掘調査報告書印刷製本について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条第1項の規定により公告する。

令和5年9月20日

岐阜県文化財保護センター所長 岡田 知也

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
「中切上野遺跡」発掘調査報告書印刷製本
- (2) 委託業務概要
*詳細は入札説明書による
- (3) 委託業務期間
契約締結日 ～ 令和6年3月8日まで
- (4) 履行場所
入札説明書による。

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- (2) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領若しくは岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと、又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (3) 過去に埋蔵文化財発掘調査報告書印刷製本を契約、履行した実績（県外を含む）があること。

3 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局
〒502-0003 岐阜市三田洞東1-26-1
岐阜県文化財保護センター 調査課 調査第一係
電話 058-237-8550
FAX 058-237-8551
E-mail c21807@pref.gifu.lg.jp
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
ア 交付期間
令和5年9月20日（水）から令和5年9月27日（水）までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで
イ 交付場所
3の(1)に同じ。
電子メールでの交付も可能とする。（電子メールにより交付を求める場合、確認のため3の(1)まで電話にて連絡すること。）
- (3) 競争入札参加資格の確認
ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書を3の(1)まで提出（郵送可）し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。
イ 提出期限 令和5年9月29日（金）午後5時
期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。
ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和5年10月5日（木）までに通知する。

- (4) 入札の日時及び場所
ア 日 時 令和5年10月12日(木) 午前10時
イ 場 所 岐阜市三田洞東1-26-1
岐阜県文化財保護センター 本館2階 研修室
- (5) 開札の日時及び場所
入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。
- (6) 契約条項を示す場所
3の(1)に同じ。
- (7) 入札方法等に関する事項
ア 入札方法
入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。郵送による参加は認めない。
また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札書記載金額」という。)の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 入札保証金及び契約保証金
規則第114条に該当するときは、免除する。
- ウ 落札者の決定方法
落札者は、規則第111条の規定により定めた予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者とする。
なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。
- エ 入札の無効
競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札及び規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- オ 入札又は開札の中止
天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。
また、入札実施予定日までに国と県との委託業務契約が締結できない場合、あるいは、事業主体が当該契約に係る予算を確保できなかった場合は、入札の執行を取りやめ、または延期することがある。
この中止または延期による損害は入札者の負担とする。
- カ 落札の無効
落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。
- (4) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。
- (5) 落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。
- (6) 入札を辞退する際は、入札辞退届を提出すること。
- (7) 詳細は、入札説明書による。